

令和6年能登半島地震
復旧・復興支援本部（第1回）

議 事 次 第

日時：令和6年2月1日（木）17：45～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部の設置
について 【防災担当大臣】
3. 復旧・復興に向けた取組について 【各省大臣等】
4. 復旧・復興支援本部長発言 【内閣総理大臣】
5. 閉会 【内閣官房長官】

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第1回） 各府省提出資料

1. 内閣府（防災担当）

- ・住まいの確保に向けた検討状況 …………… 内1
- ・被害認定調査・罹災証明書の交付に向けた取組状況 …………… 内3
- ・復興まちづくりの進め方 …………… 内4

2. 国土交通省

- ・大規模災害復興法に基づく権限代行の実施について …………… 国1
- ・能登半島を南北に結ぶ幹線道路の複線化の状況 …………… 国2
- ・土砂災害への対応状況 …………… 国3
- ・鉄道の状況について …………… 国4
- ・港湾・港湾海岸の現況と対応方針 …………… 国5
- ・能登空港の状況 …………… 国6
- ・下水道施設の対応状況（石川県） …………… 国7
- ・観光復興に向けた支援 …………… 国8

3. 農林水産省

- ・漁港の復旧・復興について …………… 農1
- ・農林水産省における直轄代行の検討状況 …………… 農2

4. 財務省

- ・能登半島地震被害の被災者に係る所得税等の特別措置 …………… 財1

5. 厚生労働省

- ・生活福祉資金貸付の特例と新たな交付金制度の創設 …………… 厚1
- ・水道の復旧状況 …………… 厚2
- ・被災者の医療・健康支援や高齢者等の支援 …………… 厚3

6. 総務省

- ・応援職員の派遣・支援者への支援 …………… 総1
- ・通信・放送インフラの復旧と偽・誤情報対策 …………… 総2

7. 経済産業省

- ・電力の復旧状況 …………… 経1
- ・中小企業・小規模事業者のなりわい再建にむけて …………… 経2

住まいの確保に向けた検討状況（2月1日時点）

- 住まいを失った被災者の方々に、1日も早く、応急的な住まいに移っていただくことが必要。
- このため、2次避難の推進や公営住宅・民間賃貸住宅の空室活用、応急仮設住宅の建設を速やかに進める。

※ 国職員（国土交通省住宅局2名、内閣府防災1名）、及び、応急仮設住宅関係業務の経験豊富な自治体職員（18名）及びUR職員（3名）を派遣中

I. 避難所

- 1次避難所
・ 学校、公民館などの公的施設

【305ヶ所 9,557人】
(2/1 6時現在)
うち 七尾市: 1,172人
輪島市: 2,833人
珠洲市: 1,520人
穴水町: 936人
能登町: 957人等

- 1.5次避難所
⇒ いしかわ総合スポーツセンター等

滞在者数
(2/1 6時現在)
294人

- 2次避難所
・ 旅館・ホテル等

受入数
(2/1 6時現在)
211施設 4,792人

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

- 1 公営住宅等の空室提供
- 公営住宅等

	石川県内	富山県内	福井県内	愛知県内	大阪府内	東京都内	その他	全国
確保戸数	344戸	473戸	91戸	230戸	217戸	115戸	7,349戸	約8,800戸
入居決定戸数	250戸	83戸	9戸	43戸	33戸	19戸	68戸	505戸

- 国家公務員宿舎等として、**石川県内139戸**【105戸について県に使用許可】、新潟県内107戸、富山県内188戸、福井県内101戸を確保
- UR賃貸住宅を全国で**300戸確保**
※高齢者からの生活相談に対応可能

- 2 民間賃貸住宅の空室提供

- 石川県内の提供可能戸数: 約4,300戸【入居決定**1,194戸**】
新潟県、富山県内の提供可能戸数: 約15,000戸

- 3 応急仮設住宅の建設

石川県：3月末までに約3,000戸着工の見通し

	七尾市	輪島市	珠洲市	内灘町	志賀町	穴水町	能登町	7市町
(着工日)	(1/20~)	(1/12~)	(1/12~)	(1/31~)	(1/26~)	(1/15~)	(1/15~)	(1/15~)
着工	180戸	548戸	303戸	23戸	20戸	76戸	98戸	1,248戸
完成(完成日)	-	18戸(1/31)	-	-	-	-	-	18戸

III. 恒久的な住まいの確保

- ・ 自力での再建・補修等を支援

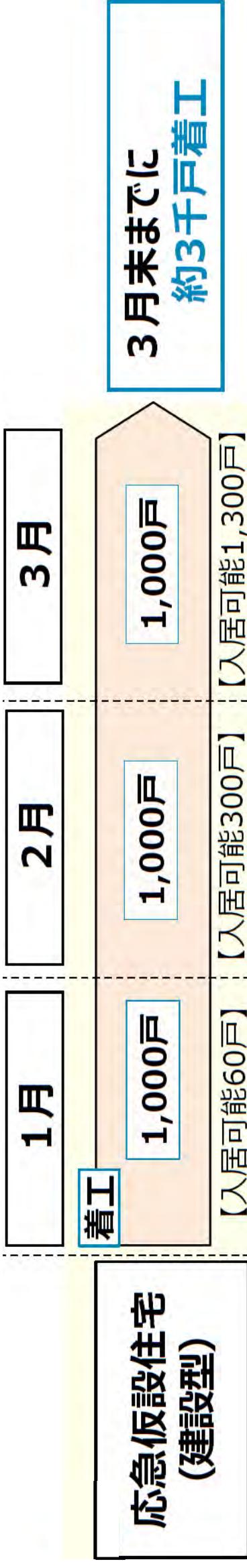
- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

- 災害援護資金

- 被災者生活再建支援金制度

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

応急仮設住宅（建設型）の供給計画



目的	従来型	まちづくり型（熊本モデル）	ふるさと回帰型
	迅速かつ大量に供給し、 避難所生活を早期解消 	里山里海景観に配慮した 新たなまちを整備 	地元集落を離れ、みなし仮設等で 生活する被災者がふるさとに回帰 
構造	プレハブ※	木造（長屋）	木造（戸建風）
建設時期	被災直後～	復興初期～	復興中期～
団地規模	30～100戸以上	10～50戸程度	5～10戸程度
工期	5週間程度	2ヶ月程度	2ヶ月程度
建設地	グラウンド、公園等 (将来的に撤去必要)	市街地や近郊の まとまった空き地等	集落内の空き地等
	建物	撤去(リース形式)	市町営住宅への転用等
終了後	現状回復	市町営住宅への転用等	市町営住宅への転用等

※ 従来の組立型に加え、移動式住宅も活用

被害認定調査・罹災証明書の交付に向けた取組状況（1月31日時点）

- 航空写真の活用、エリア一括での「全壊」判定等により、被害認定調査の簡素化を積極的に推進。
- 奥能登6市町でも罹災証明書の交付が順次スタート。今後、加速化を図る。
- 他自治体からの人的支援を得つつ、引き続き、被災自治体のサポートを実施。

被害認定調査の簡素化事例

○ 航空写真、ドローンの活用

ドローン等で撮影した写真により被害区分を判定。

（珠洲市）

- ・航空写真、ドローンで撮影した写真を積極的に活用し、判定を実施。



航空写真
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)



ドローンで撮影した写真
(令和6年1月撮影)

（輪島市）

- ・朝市通り周辺地区について、航空写真を活用し、エリア一括で「全壊」判定を実施
- ・申請受理後、即日で罹災証明書を交付



全焼地区
(輪島市HPより)



輪島市・朝市通り周辺
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)

○ 「リモート」判定

応援自治体職員がリモートで被害区分を判定。

（輪島市）

- ・応急危険度判定で「危険」と判定された住家（2,200棟程度）について、東京都職員等が写真により、「全壊」判定を実施。



撮影・保存



閲覧・判定

東京都



○ 調査票の簡略化

5つのイメージ図から損害割合を選択。



罹災証明書の交付等の状況

○ 輪島市
・申請数：2,141件
・調査済：4,440棟
・交付済：139件(1/19～)

○ 穴水町
・申請数：410件
・調査済：2,305棟
・交付済：410件(1/24～)

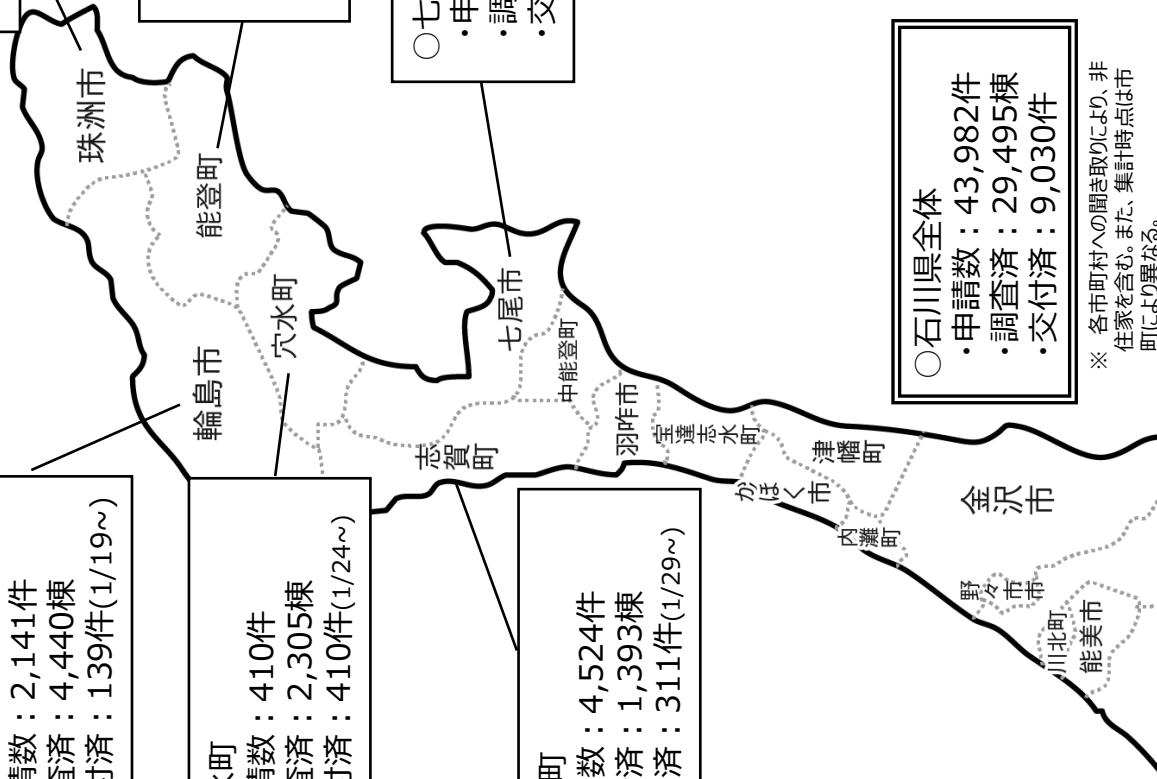
○ 志賀町
・申請数：4,524件
・調査済：1,393棟
・交付済：311件(1/29～)

○ 珠洲市
・申請数：4,997件
・調査済：5,352棟
・交付済：697件(1/27～)

○ 能登町
・申請数：4,549件
・調査済：2,570棟
・2月上旬交付開始
※郵便再開次第順次

○ 七尾市
・申請数：10,584件
・調査済：1,934棟
・交付済：115件(1/23～)

○ 石川県全体
・申請数：43,982件
・調査済：29,495棟
・交付済：9,030件
※各市町村への聞き取りにより、非住家を含む。また、集計時点は市町により異なる。



令和6年能登半島地震
行政書士による**無料**電話相談

※この相談内容は、
・1日24時間受付、夜間でも対応。
・被災者への支援、被災者の生活再建に役立つ。
・被災者の生活再建に必要となる手続きについて、行政書士の経験と知識に基づいてアドバイス。

応急危険度判定

- ・期間：1月4日～21日（終了）
- ・件数：31,600件（危険(赤)12,615、要注意(黄)8,790、調査済(緑)10,195）
(39.9%) (27.8%) (32.3%)

※ 行政書士会による無料申請サポートも実施

令和6年2月1日
内閣府特命担当大臣（防災）
（国土強靱化担当）

令和6年能登半島地震からの復興まちづくりの進め方

（背景・課題）

令和6年能登半島地震による被害は、市街地ばかりでなく、農山漁村等の集落地域にも広がっている。また、その態様も、地震の揺れによる被害のほか、火災や津波、液状化などそれぞれの地域・地区で異なっている。

したがって、被災した地域・地区においては、地域・地区ごとの将来の姿を見据えながら、復旧、復興を図っていくことが必要となる。

（進め方）

被災自治体による地域・地区の実情に応じた復興まちづくり計画の円滑な策定とそれに基づく施策・事業の実施を、政府として支援するため、関係府省が緊密に連携し、以下の取組みを実施する。

- ① 自治体による具体的な復興まちづくり計画の策定及びそれに基づく施策・事業の実施の参考となるよう復興まちづくり及びなりわい・にぎわいの再生に当たっての考え方の整理、手順の明示
- ② 復興まちづくり及びそれを進める上で重要な要素となるなりわい・にぎわいの再生の具体化に資する関係府省の施策・事業の総合的な整理
- ③ その他、復興まちづくり、なりわい・にぎわいの再生を行う上での留意事項の整理

上記について、2月中を目途に出来る限り速やかに石川県をはじめとする被災自治体に提供を行うとともに、その後も引き続き内閣府（防災）のもと関係府省が連携の上、被災自治体等の復興まちづくりを継続的に支援する。

（以上）

○ 大規模災害復興法に基づく非常災害の指定がなされ(1/19)、同法律に基づく石川県や富山県等からの要請を踏まえ、輪島港や能登空港、宝立正院海岸、国道249号沿岸部における地すべり対策等、国が災害復旧工事を代行する。
 (能越自動車道の石川県管理区間、国道249号沿岸部、国道249号沿いの地すべり対策事業、河原田川の河川・砂防事業について、道路法、河川法及び地すべり等防止法等に基づき、国が石川県に代わって本格的な災害復旧の代行等を決定済み(1/23))



写真① 石川県輪島市浜田町



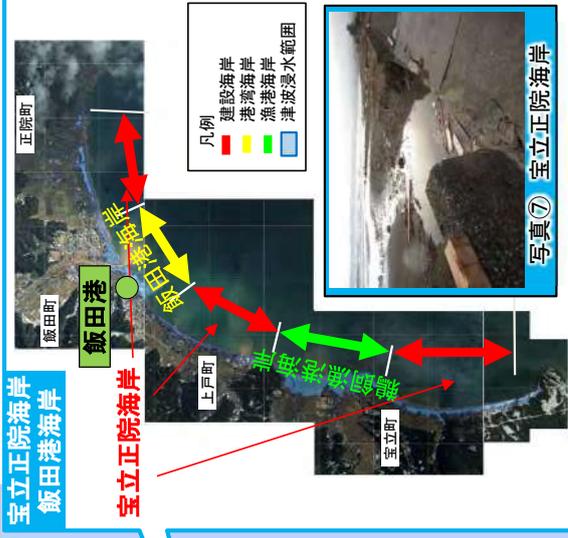
写真② 石川県輪島市深見町



写真③ 輪島港



写真④ 七尾港



写真⑦ 宝立正院海岸

権限代行の実施箇所

- 港湾** 8 港湾
七尾港、飯田港、輪島港、宇出津港、穴水港、小木港、伏木富山港、和倉港
- 空港** 能登空港
- 海岸** 3 海岸
珠洲市正院町～宝立町
○宝立正院海岸
○飯田港海岸
(・鶴飼漁港海岸(農水))
七尾市和倉町
○和倉港海岸
- 地すべり** 5箇所
R249沿岸部関連土砂災害
(地すべり等防止法に基づく直轄事業2箇所を含む)



写真⑥ 能登空港



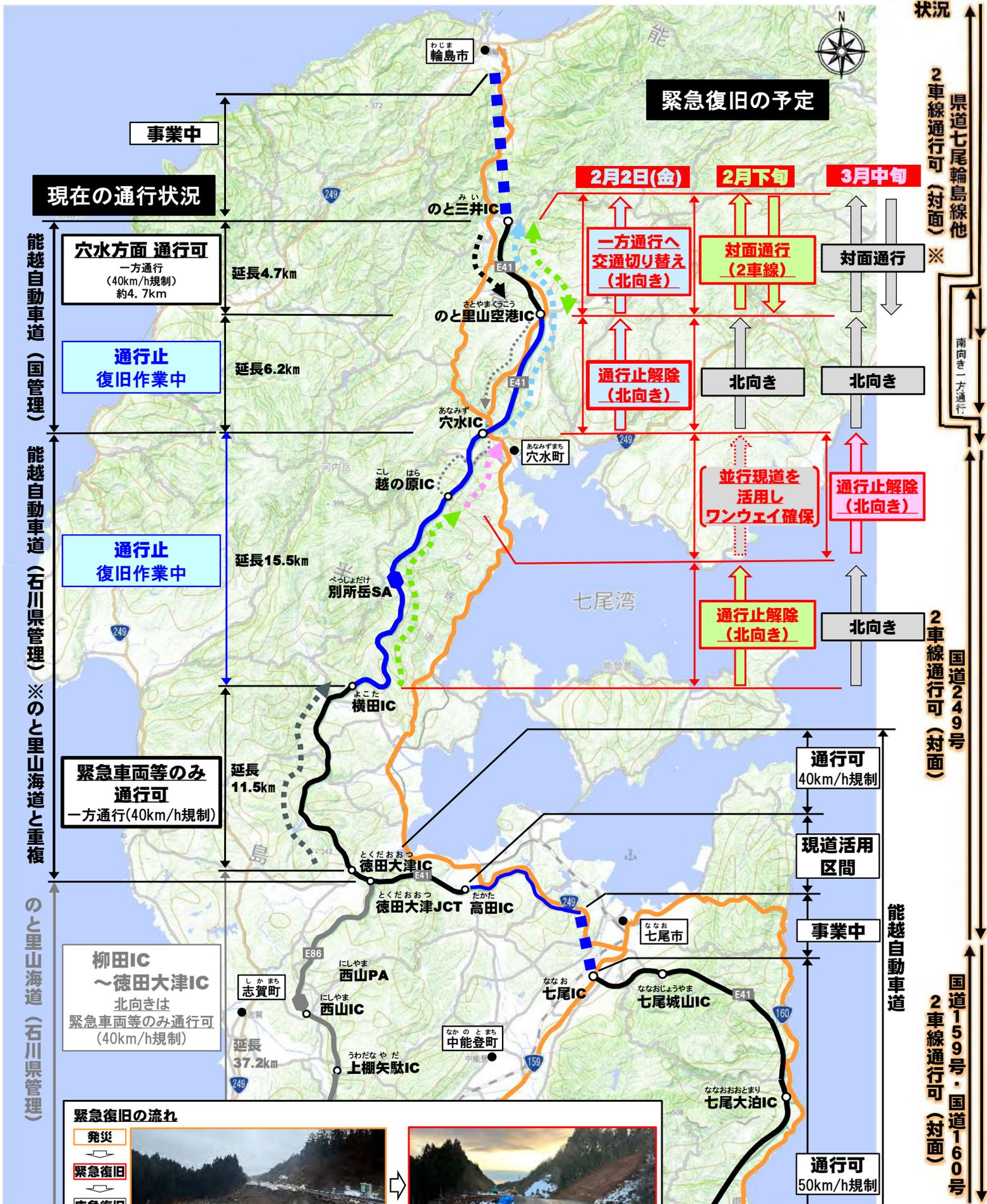
写真⑤ 和倉港海岸

能登半島を南北に結ぶ幹線道路の複線化の状況

2月1日10時 時点

能越自動車道の状況

並行一般道の状況



※ 柏木穴水線 のと里山空港IC付近～穴水IC付近は南向き一方通行

令和6年能登半島地震による土砂災害への対応状況

○土砂災害は**226件発生**(石川県196件、新潟県17件、富山県13件)(令和6年1月30日13時時点)。また、石川県では6河川(14箇所)で河道閉塞等(土砂ダム)を確認。国は県と連携し、TEC-FORCEによる調査や監視カメラを設置するなど監視体制を構築。

○土砂災害発生箇所のうち、不安定な状態で斜面や溪流内に土砂・流木が堆積し、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い、石川県河原田川及び国道249号の沿岸部において、国直轄による緊急的な土砂災害対策を実施中。

○新たに、**自治体からの要請を踏まえ、国道249号沿岸部の地すべり対策を権限代行等により着手。**



⑤石川県輪島市大野町



⑥石川県輪島市深見町



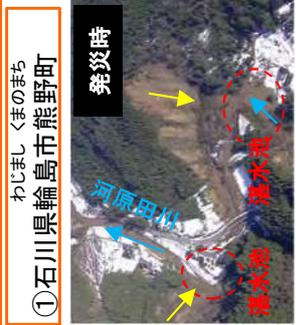
⑦石川県輪島市名舟町



⑧石川県輪島市洪田町



⑨石川県輪島市町野町曾々木



①石川県輪島市能野町



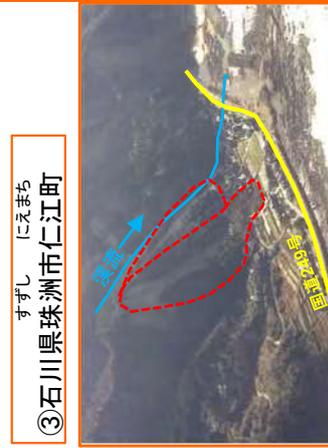
②石川県輪島市市ノ瀬町



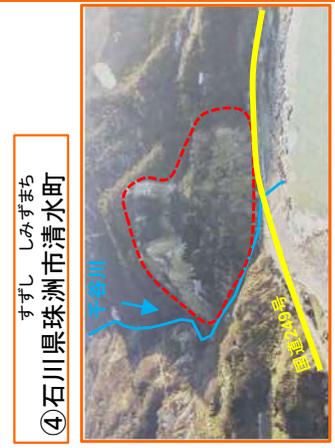
③石川県珠洲市仁江町



④石川県珠洲市清水町



③石川県珠洲市仁江町



④石川県珠洲市清水町



河道閉塞箇所 監視カメラの構築



監視カメラの設置 (輪島市市ノ瀬町)

令和6年能登半島地震による港湾・港湾海岸の現況と対応方針

- 能登地域の港湾では、港湾全体に被害が及んでおり、石川県からの要請により、七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港の計6港について、港湾法に基づき、港湾施設の一部管理を国土交通省にて実施している。
- また、石川県、富山県、七尾市からの要請により、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港2海岸について、大規模災害復興法に基づき代行復旧により、「海上支援物資輸送拠点」「建設資材供給拠点」「再度災害防止」の各方針に沿って、本格的な復旧作業を迅速に進める。

輪島港 (最大水深7.5m、延長220m) 石川県管理

応急復旧 1岸壁が利用可能

【主な利用条件と対応状況】

- 地震による地盤隆起により、岸壁水深が最大1.5m程度浅くなっている。
- 水深6mの岸壁として運用。
- 岸壁の背後に最大2mの段差が発生。
- 応急復旧で車両のアクセス経路を確保。

応急復旧の状況(1月5日)

本格復旧方針

- 海上支援物資輸送拠点
- 生業再開支援拠点
- 再度災害防止

→水深7.5mを確保して岸壁を復旧

代行復旧

小木港 (最大水深5.0m、延長160m) 石川県管理

応急復旧 5岸壁中4岸壁が利用可能

水深4.5m岸壁×4

【主な利用条件と対応状況】

- 一部の岸壁で、水深が最大1m程度浅くなっている。
- 当面、水深3.5m程度の物揚場として運用。

本格復旧方針

- 建設資材供給拠点
- 水深5.0m、4.5mの岸壁を復旧

代行復旧

飯田港・飯田港海岸 (最大水深5.5m、延長100m) 石川県管理

応急復旧 2岸壁中1岸壁が利用可能

水深4.5m岸壁

【主な利用条件と対応状況】

- 航路内に小型船が沈没しているため、航行時に注意が必要。
- 泊地内の沈没船の撤去一部完了(18日)。引き続き浚渫作業実施中。
- アクセス経路にうねりが生じている。
- 応急復旧を実施し、作業完了(9日)。

応急復旧の状況(1月9日)

本格復旧方針

- 海上支援物資輸送拠点
- 生業再開支援拠点
- 再度災害防止

→水深5.5m、4.5m、4.0mの岸壁を復旧

→防波堤・海岸保全施設等を復旧

代行復旧

宇出津港 (最大水深4.0m、延長205m) 石川県管理

本格復旧方針

- 建設資材供給拠点 →水深4.0mの2岸壁を復旧

代行復旧

穴水港 (最大水深4.0m、延長187m) 石川県管理

本格復旧方針

- 建設資材供給拠点 →水深4.0mの2岸壁を復旧

代行復旧

和倉港・和倉港海岸 (最大水深3.0m、延長60m) 七尾市管理

本格復旧方針

- 生業再開支援拠点
- 海岸保全施設等を復旧

応急復旧の状況(1月25日、市施工)

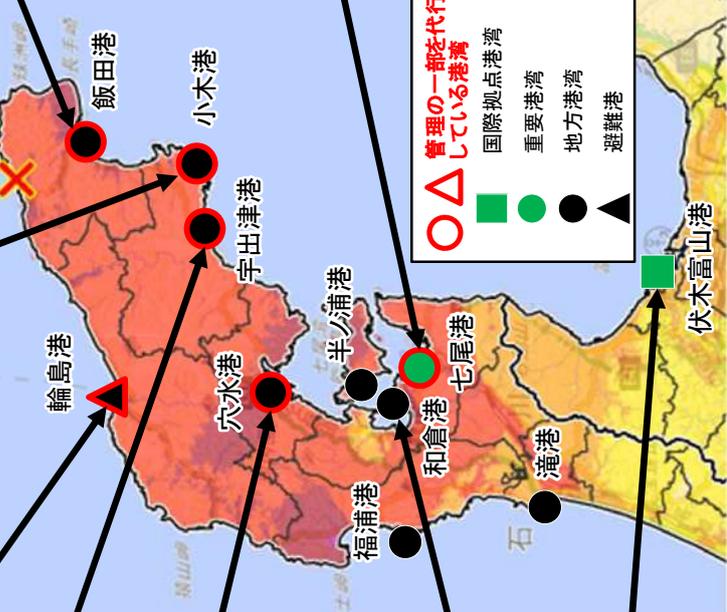
代行復旧

伏木富山港 (最大水深14.0m、延長280m) 富山県管理

本格復旧方針

- 生業再開支援拠点
- 国固有の岸壁・臨港道路を復旧
- 主要な県有の施設を復旧

代行復旧



七尾港 (最大水深11.0m、延長260m) 石川県管理

応急復旧 8岸壁中3岸壁が利用可能

水深11.0m岸壁

【主な利用条件と対応状況】

- 液状化の影響により、車面が走行できないアクセス経路がある。
- 応急復旧を実施し、車両の走行経路を確保済(12日)。状況(1月12日)

応急復旧の状況(1月12日)

水深9.0m岸壁、水深7.5m岸壁

【主な利用条件と対応状況】

- 岸壁法線に近い位置は重量物を置くことができない。(一般車両は走行可能)
- 回復には抜本的な復旧工事が必要であり、岸壁法線の近くに重量物を置かないように運用。

本格復旧方針

- 海上支援物資輸送拠点
- 再度災害防止

→国固有の水深11m、10m、9mの岸壁を復旧

→県有の水深7.5m、5.5m×2の岸壁を復旧

→海岸保全施設等を復旧

代行復旧

令和6年能登半島地震 能登空港の状況

- 発災翌日より、能登空港において救援ヘリコプターの受入れを開始
- また、TEC-FORCEの派遣により、自衛隊固定翼機受入れのための応急復旧や空港運用時間拡大等を支援し、災害救援活動の拠点として機能
- 並行して、民間航空機運航再開のための応急復旧を実施し、1/27より運航再開
- 大規模災害復興法の適用による権限代行により、国土交通省が本格的な復旧工事を実施



これまでの経緯

- 1/2 ・救援ヘリの受入れ開始
- 1/2～ ・空港施設の復旧支援のためTEC-FORCE職員を派遣
- 1/3 ・滑走路の被災状況調査
- 1/4 ・石川県発表
 - ・ 仮復旧を施し、自衛隊機の離発着は数日後に可能となる見込み
 - ・ 民航機が運航可能となるのは、早くとも3週間後(1/25)以降の見込み
- 1/9～ ・空港運用の支援のためTEC-FORCE職員を派遣
- 1/10～ ・空港運用時間を拡大
- 1/12～ ・自衛隊固定翼機が離着陸を開始
- 1/27～ ・民間航空機運航再開

全日空の当面の運航計画

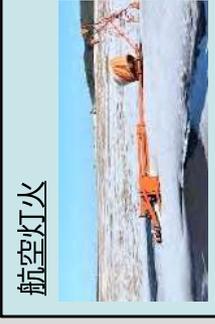
※被災前は能登-羽田間を2往復/日 運航

・ **1/27より1往復/日 週3日(火・木・土)**にて運航再開
 ▶ 羽田10:30発→能登11:30着、能登13:50発→羽田14:55着

主な被災箇所



ターミナルビル



航空灯火



○能登空港
 設置管理者:石川県
 滑走路:2,000m



滑走路



場周道路



調節池

1/27 民航機運航時の様子



再開初便到着



能登空港出発ロビー

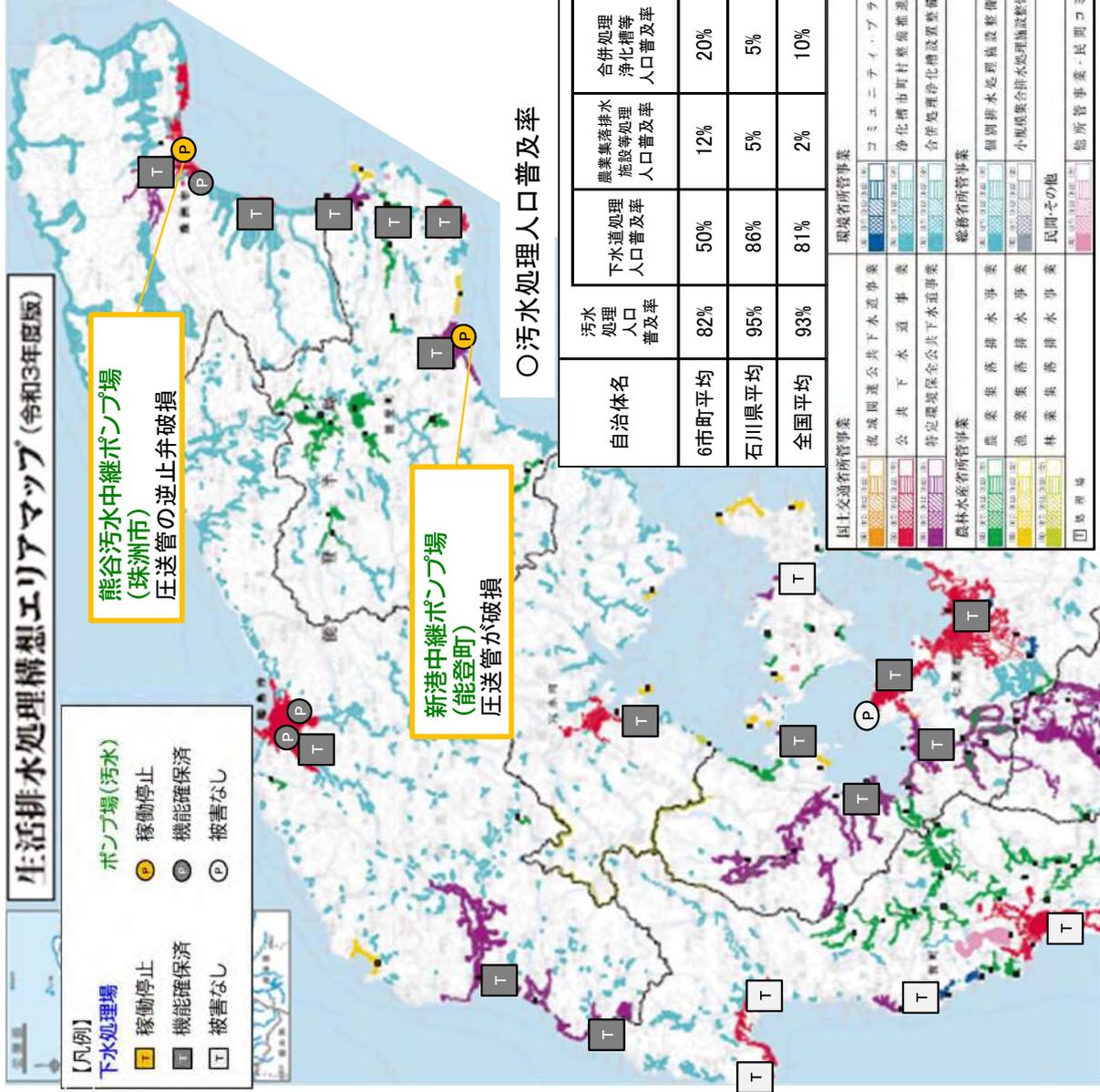
1/12 自衛隊輸送機による物資輸送



令和6年能登半島地震に伴う下水道施設の対応状況（石川県）

令和6年1月31日
9:30時点
国土交通省

- 全国自治体の下水道職員や民間事業者（下水道管路管理業協会等）が下水道管路の復旧支援を実施（1/5～）
- 日本下水道事業団により、稼働停止の下水処理場、ポンプ場の緊急支援を実施（1/7～）
- 下水道の復旧については、水道の復旧状況に遅れることがないよう、上下水道一体となって早期復旧に向けた支援を実施（1/8～）**
- 集落排水施設（農水省）、浄化槽（環境省）と連携し、早期復旧に取り組み



生活排水処理構想エリアマップ（令和3年度版）

○上下水道一体となった復旧の例（集落排水、浄化槽含む）

自治体	施設	復旧見込		備考
		1月末	2月末	
七尾市	上水道	100%	100%	岩屋浄水場のエリアの一部地域
		76%	76%	
	汚水処理施設	100%	100%	上水道の復旧に遅れることがないように対応対応を実施
		94%	94%	

○下水道管路の状況

自治体名	全管路延長 (km)	マンホール内目視実施率	被害なし・流下機能確保 (km)
七尾市	231	100%	157 (68%)
輪島市	180	76%	52 (29%)
珠洲市	104	100%	6 (6%)
志賀町	148	100%	138 (93%)
穴水町	39	100%	9 (24%)
能登町	79	100%	45 (58%)
6市町計	781	94%	407 (52%)
石川県計	6,342	98%	5,843 (92%)

残りの499km(内6市町374km)については流下機能の有無を確認中
※流下機能なしが確認された箇所では、バイパス管の設置などの対応により流下機能を確認

○緊急対応の事例



七尾市
バイパス管により下流のマンホールに送水



能登町
バキョーム車により下水処理場へ運搬

○汚水処理人口普及率

自治体名	汚水処理人口普及率	農業集落排水施設等人口普及率	合併処理浄化槽等人口普及率
6市町平均	82%	12%	20%
石川県平均	95%	5%	5%
全国平均	93%	2%	10%

事業種別	事業内容	普及率
国土交通省所管事業	流域圏道公共下水道事業	100%
	公共下水道事業	100%
	特定環境保全公共下水道事業	100%
農林水産省所管事業	農業集落排水事業	100%
	漁業集落排水事業	100%
民間・その他	林業集落排水事業	100%
	他	100%

○処理場・ポンプ場の復旧状況

施設	発災当初	現在
下水処理場	15箇所	0箇所
稼働停止	15箇所	0箇所
ポンプ場	5箇所	2箇所
稼働停止	5箇所	2箇所

1. 宿泊施設の被害・キャンセル状況

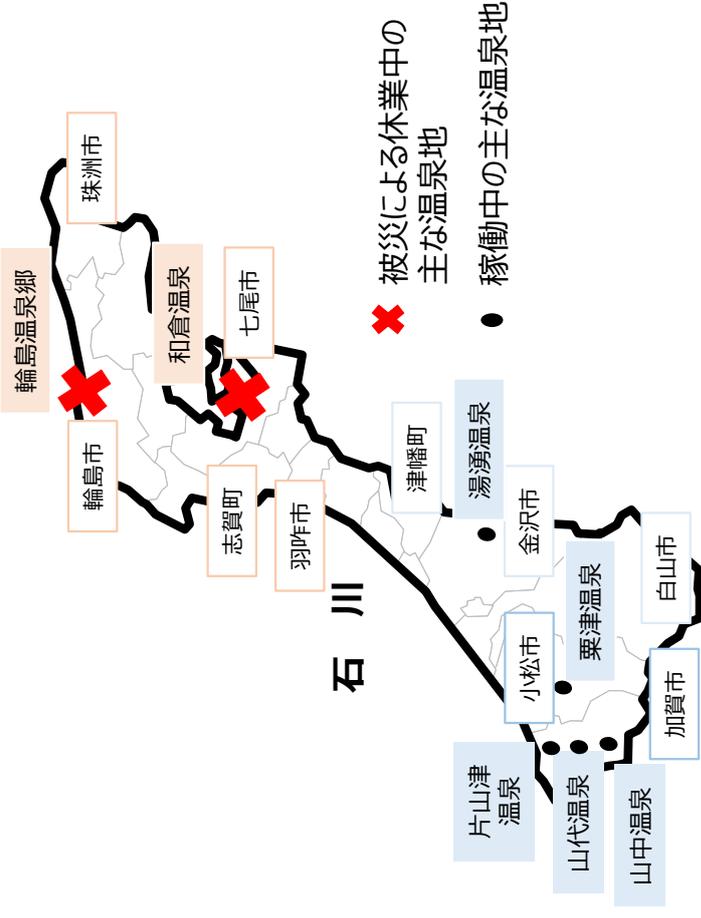
- 能登地域については、ほとんどの宿泊施設で甚大な被害が出ており、稼働できていない。
- 金沢・加賀地域等の石川県内の宿泊施設、富山県、福井県、新潟県の宿泊施設は、稼働しているものの、多数のキャンセル・予約控えが発生。

2. 観光復興に向けた取組の柱

- 被災した施設の建物・設備の復旧（経済産業省と連携）
- 被災事業者の従業員の雇用維持（厚生労働省と連携）
- 風評被害対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報発信と観光プロモーション
→ 北陸新幹線金沢～敦賀間開業の機会も捉え、北陸地域に関する正確な情報発信や被災地の観光復興・北陸地域全体の誘客に資するプロモーションを、2～3月の間重点的に実施
- 被災地の状況を踏まえた旅行需要喚起
→ 「北陸応援割」（補助率50%、最大20,000円／泊）を可及的速やかに開始し、GW前まで（3～4月）を念頭に旅行需要喚起を図る
→ 能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討
- 能登地域の観光拠点・観光資源の再生
→ 観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援
- ふるさと納税を活用した特産品販売、旅行等の促進（総務省と連携）

<能登地域>

ほとんどの宿泊施設で甚大な被害が出ており、稼働できていない



<金沢・加賀・白山地域>

稼働しているものの、多数のキャンセル・予約控えが発生

漁港の復旧・復興について

農林水産省

- 石川県内69漁港のうち、60漁港で被災(1月29日時点)、輪島市・珠洲市を中心に地盤隆起を多数確認。引き続き、詳細な被災状況の把握や早期利用に向け、た応急復旧等を予定。
- 通常の被災箇所においては、これまでの方法で復旧を実施。地盤隆起等重篤な被災を受けた漁港については、水産庁の支援のもと、復旧復興方針を石川県とともに検討し、「①短期的な生業再開のための仮復旧」と「②中長期的な機能向上のための本復旧」の2つのフェーズに分けて復旧。
- 大規模災害復興法に基づき、水産庁による代行工事を鵜飼(うかい)漁港海岸、狼煙(のろし)漁港(のろし)漁港において実施予定。

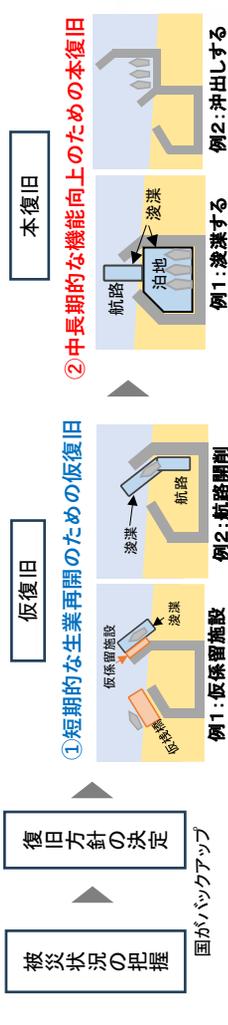


漁業の再開状況

○ 一定の生活環境が整い、漁船が使用可能な漁業者は、陸揚げ機能等が確保された港において、定置網漁業等で一部操業を再開。

漁港復旧の考え方

- 通常レベルの被災漁港(約40港)：仮復旧、本復旧を実施し、順次操業を再開
- 地盤隆起等重篤な被災を受けた漁港(約20港)：

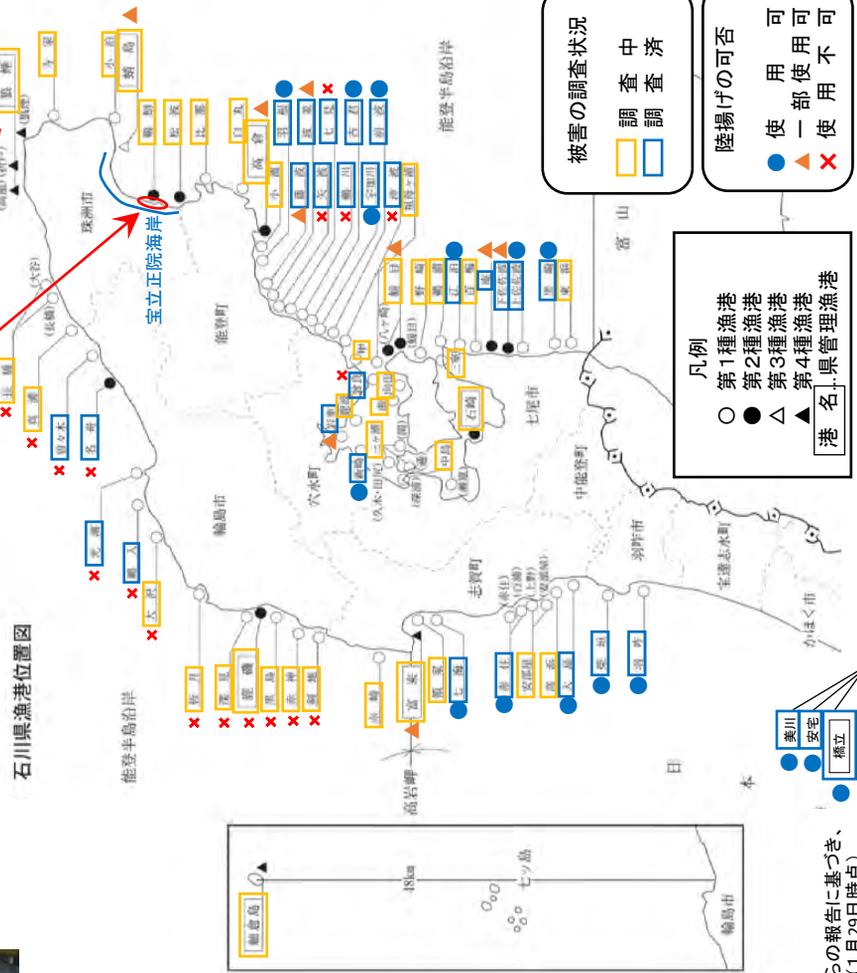


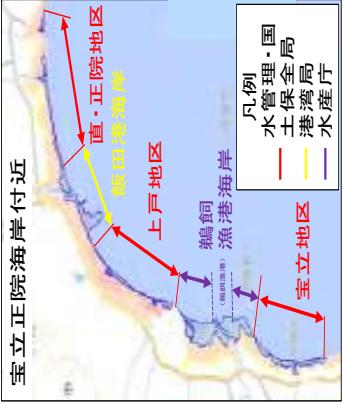
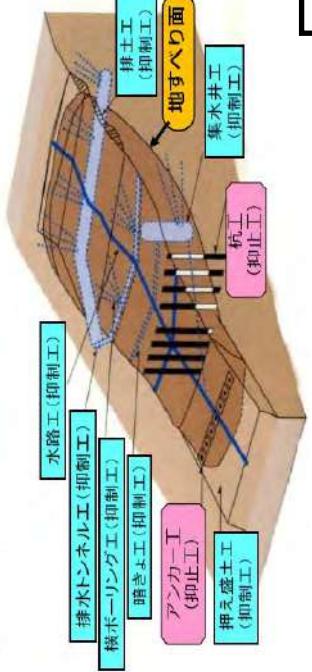
直轄代行工事(漁港・漁港海岸)

大規模災害復興法に基づき、漁港海岸及び漁港について、代行工事を実施予定

- 鵜飼(うかい)漁港海岸(珠洲市管理)
被災した宝立正院(ほうりゅうしょういん)海岸付近の一連の海岸のうち、鵜飼漁港海岸を水産庁において直轄代行工事を実施予定。
- 狼煙(のろし)漁港(県管理、第4種漁港)
県内外の漁船が避難港としても利用し、地盤隆起の被害があることから水産庁において直轄代行工事を実施予定。

※その他の隆起の影響が甚大で、原形復旧が困難な漁港については、予備費による水産庁直轄の調査を今年度内に実施。



区分	法的枠組	現在の検討状況
海岸 [海岸保全施設]	大規模災害復興法第48条に基づき、地方公共団体が管理する海岸保全施設の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	<ul style="list-style-type: none"> 宝立正院(ほうりゅうしょういん)海岸(珠洲市)付近の漁港海岸において、直轄代行を実施予定。 <p>水産庁: 鵜飼漁港海岸 国土交通省水管理・国土保全局: 宝立正院海岸 国土交通省港湾局: 飯田港海岸</p> 
漁港 [外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設]	大規模災害復興法第43条に基づき、都道府県が管理する漁港の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	<ul style="list-style-type: none"> 狼煙漁港(避難港)において、直轄代行を実施予定。  <p>臨港道路沈下・亀裂</p>
林地荒廃・林地荒廃防止施設 [山腹崩壊、土石流等の山地災害及び治山ダム、土留工等の治山施設]	森林法第41条に基づき、都道府県が実施する林地荒廃・林地荒廃防止施設の災害復旧事業等について、国による直轄事業が可能。	<ul style="list-style-type: none"> 石川県からの要望を踏まえ、国土の保全上特に重要なものであって、大規模で高度な技術を要する山腹崩壊等の早期復旧に向け、奥能登地域において国の直轄事業を実施予定。 <p>具体的な区域については、県と検討中。</p>  <p>着工前 完成</p> <p>参考: 令和2年7月豪雨(熊本県)における復旧事例</p>
地すべり防止施設 [水路工、集水井等の抑制工及び杭工、アンカー工等の抑止工]	大規模災害復興法第49条に基づき、都道府県が管理する地すべり防止施設等の災害復旧事業について、国による代行事業が可能。	<ul style="list-style-type: none"> 石川県の稲舟地区(輪島市)において農地地すべりの工事の直轄代行を実施予定。  <p>【地すべり対策の内容】</p>

能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置

2月2日（金）閣議決定予定
法案策定の上、提出を予定

- 能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じているとともに、発災日が1月1日であり、令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、**所得税について特別な措置を講じる。**
- 具体的には、**今般の災害による損失について、①雑損控除、②災害減免法による減免措置、③被災事業用資産等の損失の必要経費算入において、本来の令和6年分ではなく、令和5年分に適用することを認める特例を設けることとし、こうした措置を通じて、被災者の生活再建に向けた資金繰りの円滑化や負担の軽減を図る。**
※ 個人住民税についても、雑損控除等に関して所得税と同様の特別な措置を講じる予定。

① 雑損控除の特例

【制度概要】

- ・ 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除できる。
- ・ その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は5年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による住宅や家財等の損失額について、前年分（令和5年分）の所得から控除することを可能とする。

③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入

【制度概要】

- ・ 災害による事業用資産等の損失額については、その年分の事業所得等の計算上、必要経費に算入する。
- ・ 純損失の金額について、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は原則5年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による事業用資産等の損失額について、前年分（令和5年分）の事業所得等の計算上、必要経費に算入することを可能とする。

② 災害減免法による減免措置

【制度概要】

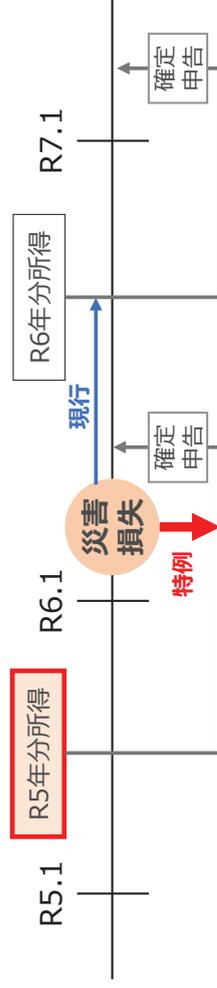
災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる（雑損控除との選択適用）。

【特例措置】

今回の災害における災害減免法による減免措置について、前年分（令和5年分）の所得税について適用することを可能とする。

合計所得金額	減免
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	1/2の軽減
750万円超 1,000万円以下	1/4の軽減

【イメージ】



- ・ 暦年課税が原則の所得税では、R6.1.1に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の所得税の計算に反映される（確定申告は1年後のR7.2～R7.3）。
- ・ 特例により令和5年分所得税への適用を認めることで、税額の軽減や還付が実質的に1年早く受けられる。

- ※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できることとする。（申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。）
- ※ 被災者が円滑に活用できるよう、国税庁は、法案の国会提出前であっても、措置の内容及び個々の納税者の状況に応じた必要な手続等について、周知広報を行うこととする。

I. 生活福祉資金貸付の特例

- 生活福祉資金貸付のうち、災害援護費（150万円以内）・住宅補修費（250万円以内）の特例措置として、据置期間の延長（6月から2年以内）、償還期限の延長（7年から20年以内）を実施。

II. 新たな交付金のイメージ（詳細は今後検討）

（目的）

- 高齢化が著しく進み、半島という地理的制約から地域コミュニティの再生が乗り越えるべき課題である能登地域6市町を中心に、高齢者の割合が著しく高い地域では長期の貸付という従来の手法がなじみにくいことも勘案し、新たな交付金制度を創設。
- 高齢者等のいる世帯が住まいを確保し、地域で安心して生活できるよう、地域福祉の向上に資するものとする。

（使用の概要）

➢ 高齢者等のいる世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】

- 能登地域6市町を中心（※）に、①家財等（自家用車含む）の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、高齢者・障害者のいる世帯（※）
珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市、石川県内のその他の類いの事情がある地域

【支援内容】

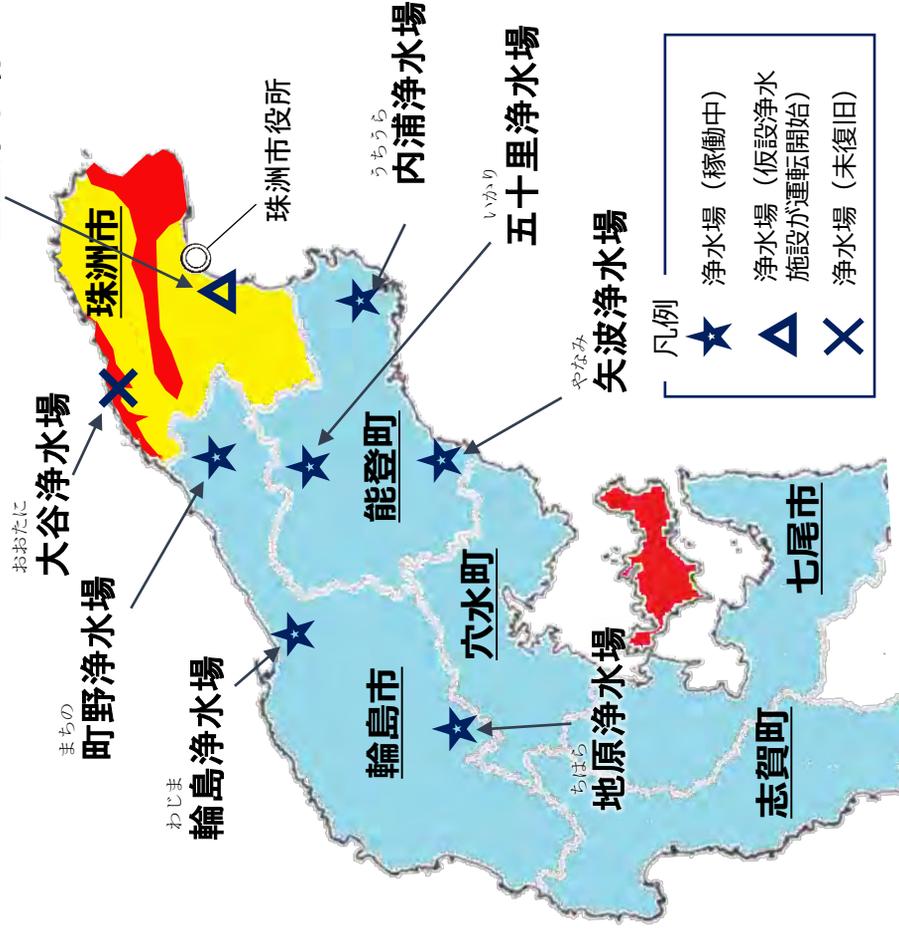
- 家財等の再建支援に最大100万円、住宅の再建支援に最大200万円、合計最大300万円を目安

➢ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

- 概ね浄水場までの復旧は完了
- 復旧作業は浄水場から市街部に送水する基幹管路やその先の末端管路に移行
- 水道施設の被害が大きかった珠洲市内の一部地域や、送水管の復旧に時間を要する能登島は特に復旧に時間を要する見込み

主な浄水場

- 赤色：水道復旧に特に時間を要する地区
- 黄色：仮設浄水施設が運転開始した市町
- 青色：既に主な浄水場までは復旧した市町



断水解消の見込み

石川県では既に約6割が断水解消済み

輪島市	2月末～3月末
珠洲市	2月末以降順次 (一部地域は4月以降)
穴水町	2月末～3月末
能登町	2月末～3月末
七尾市	2月末～3月末 (能登島は4月以降)
志賀町	2月末 (一部地域は3月末)

※1月27日石川県公表資料及び1月28日七尾市公表資料を基に作成

I. 被災者の医療・健康支援

1. 医療支援

- 被災者の医療支援を行うため、医療機関や避難所等にDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、災害支援ナースなどの医療チームを派遣。

【医療チームの活動数 2月1日現在】

・DMAT 127隊、DPAT 9隊、JMAT 40隊、看護師派遣 延べ約2,800人



石川県DMAT調整本部



DMAT現場活動（患者搬送）

- オンライン資格確認の災害時モードの活用（医療情報等の閲覧）
石川県・富山県を中心に約22,000件（1月31日時点）の実績。

2. 避難所・在宅等の衛生管理・健康管理を支援

- 避難所等の衛生管理や感染症管理を行い、被災者の健康を守るため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や保健師、感染症の専門家チーム（DICT：日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）などを派遣。
- 避難所・在宅等で避難生活を送る被災者の健康管理等を行うため、自治体から提供を受けた要支援者リスト等に基づき、全国の自治体から派遣された保健師等が巡回訪問等を実施。

【DHEAT、保健師等の活動数 2月1日現在】

・DHEAT 10チーム、保健師等 57チーム

今後の対応

- 在宅等で避難生活を送る被災者の見守りを強化し、適切に保健・医療・福祉サービスにつなげるため、被災高齢者等把握事業などを推進し、震災関連連死の防止に努める。
- 避難生活の長期化を踏まえ、避難所の医療・福祉的機能を強化するとともに、県内外の2次避難先の確保等に努める。

II. 高齢者等の支援

1. 被災地の避難所や施設等で暮らす高齢者等の支援

- 避難所や被災地施設等で暮らす高齢者や障害者などの要配慮者を支援するため、DWAAT（災害派遣福祉チーム）や介護職員等を派遣。



1.5次避難所内に設置したDWAATによる「なんでも福祉相談コーナー」

【被災地の避難所や被災施設等で活動するDWAATの数 2月1日現在】

・14都府県から46人
(※1.5次避難所や2次避難先の施設等で活動する者を含む。)

【被災施設等で活動する他施設から派遣された介護職員等の数 2月1日現在】

・127人（累計401人）
(※1.5次避難所や2次避難先の施設等で活動する者を含む。)

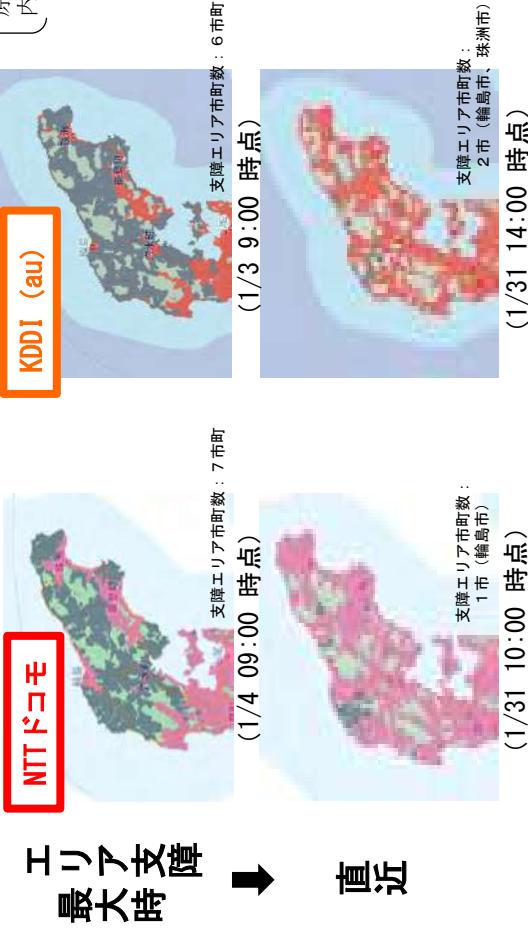
2. 1.5次避難所、2次避難所における医療・福祉の体制強化

- 1.5次避難所や2次避難所で暮らす高齢者や障害者などの要配慮者が安心して暮らすことができるよう、1.5次避難所における通常の診療体制の構築や介護職員等の派遣、生活相談窓口の開設（生活福祉資金の貸付）等を実施。
- 1.5次避難所に避難している高齢者の県内外の福祉施設への入所調整を実施。

通信インフラ（携帯電話）の復旧

1. 復旧状況

1月18日に携帯電話事業者4社が会見し、**立入困難地点を除き、応急復旧が概ね終了**したことを公表。



立入困難地点については、原則、道路啓開後3日以内に応急復旧予定。

※濃い緑色/灰色が支障のあるエリア、薄い緑色はサービス対象外のエリア

ソフトバンク、楽天モバイルも同様に改善

2. 復旧のための主な取組（官民連携）

- ・ **移動型基地局**（船舶型、ドローン、車載型等）の投入
 - ・ 海上自衛隊による**燃料補給**や**機材等の輸送**
 - ・ **衛星機器**や**携帯端末の避難所等への提供**
 - ・ 総務省災害時テレコム支援チーム等の派遣（MIC-TEAM）
- ### 3. 本格復旧への取組
- ・ 応急復旧後もサービスの提供を維持しつつ、**官民の連携のもと、発災前と同程度のサービスが利用可能となるよう順次本格復旧を推進**。
 - ・ 総務省は、基地局の状況等を踏まえ、**道路・電力分野との連携促進や、国の予算の活用等により、本格復旧を支援**。

能登半島北部6市町における基地局のうち、およそ8割において発災前と同程度のサービスの利用可能。



ケーブルテレビをはじめとする放送インフラの復旧

1. 復旧状況

- ✓ 地上波テレビ・ラジオ：
 - ・ 一部エリアで一時的停波 ⇒ **全域で停波解消**
- ✓ ケーブルテレビ：
 - ・ **主センター施設まで復旧**
 - ・ ケーブルの断線等、**伝送路に被害あり**



2. 放送の受信環境の確保に向けたこれまでの取組

- ・ 自衛隊等との連携による**中継局への燃料補給**
 - ・ NHK金沢局の番組の放送に**衛星放送を活用**
 - ・ 避難所等への**テレビ・アンテナの設置**
- ⇒被災者が信頼ある情報入手できるよう官民連携

3. 今後の復旧に向けた取組

- ・ 被災地では**ケーブルテレビ普及率が高い**（輪島市:53.7%、珠洲市:70.1%、穴水町:60.3%、能登町:96.4%）⇒受け手側の対策として、ケーブルの復旧が重要
- ・ 被災地のケーブルテレビは**公営・3セク営** ⇒復旧に向けた充実した支援を実施

被災地におけるインターネット上の偽・誤情報対策

- ・ SNS等のプラットフォーム事業者に対し、**利用規約等を踏まえた適正な対応を総務省から要請**。今後も継続的に、対応状況のフォローアップを実施。
- ・ 被災地の住民を含む国民の皆様に対する様々な広報手段を複層的に組み合わせた注意喚起、**偽・誤情報対策に係る技術を活用するなどの施策を推進**。

電力の復旧状況

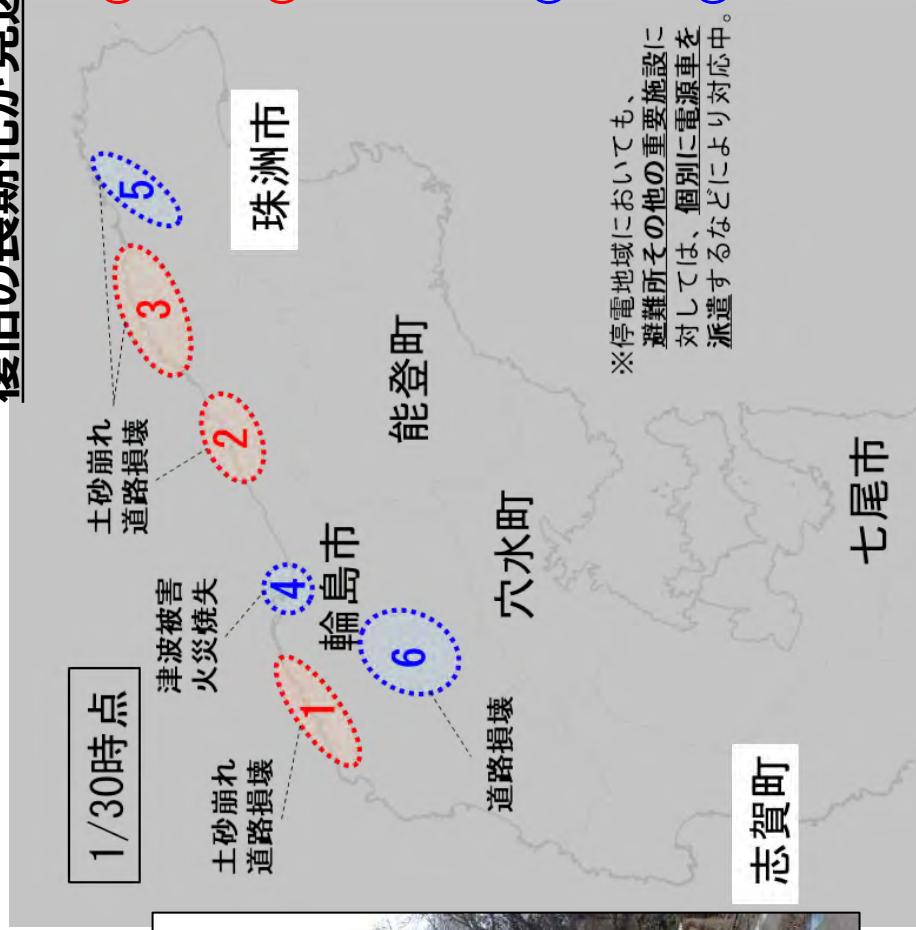
- 北陸電力は、地震で被災した皆様に一刻も早く電気をお届けできるよう、発災当初から、電力各社や協力企業から作業員や電源車等の応援を受け、連日千人規模で対応。
- その結果、石川県内の停電戸数は、発災時の約4万戸から約2,300戸（2月1日9時時点）にまで減少。石川県全体で99%以上の送電率、被害が甚大な輪島市・珠洲市においても約9割の送電率となっており、全体として、概ね復旧した状況。
- 復旧の長期化が見込まれる地域においては、現場へのアクセス改善に応じて順次、復旧作業を進めていく。

①輪島市北西部
(土砂崩れ)



(2024.01.22撮影)

復旧の長期化が見込まれる地域



⑤珠洲市北部
(土砂崩れ)



(2024.01.22撮影)

- ①輪島市北西部
▶地震・土砂崩れによる甚大な被害に加え、道路が寸断され立入りが困難。
- ②輪島市北東沿岸部、③珠洲市北西部
▶地震・土砂崩れによる甚大な被害に加え、道路が寸断され地区内の立入りが困難。道路の障害物除去に伴い主要道路沿いの一部で復旧が進展。
- ④輪島市街地沿岸部
▶地震・津波・火災により建物に甚大な被害。
- ⑤珠洲市北部、⑥輪島市南部
▶地震・土砂崩れによる道路損壊により地区内の一部で立入りが困難。道路の障害物除去に伴い復旧が進展。

赤色： 停電復旧に2ヶ月超を要する可能性が高い地点が含まれる地域
青色： 停電復旧に数週間から2ヶ月程度を要する可能性が高い地点が含まれる地域

※上記エリア以外でも、各市町において、津波被害や地区内の土砂崩れ、道路損壊等により復旧に長期間を要する場合があります。

中小企業・小規模事業者のなりわい再建にむけて

- なりわい補助金等の支援施策の決定（1月25日）を踏まえ、直ちに周知し現場に届けるべく、翌日（26日）支援本部（第2回）開催。
- さらに、その翌日（27日）には、七尾市、輪島市、石川県庁を直接訪問して、支援施策を直接届けるとともに、現場の状況を確認。

【被災中小企業・小規模事業者等支援本部（第2回 1月26日）】※商工団体、金融機関等に加え石川県・富山県・福井県・新潟県が参加。

- 石川県 観光業の復活は能登の復活に繋がる。なりわい補助金の柔軟な運用を。中核たる伝統産業は、道具・原材料に加えて職人が続いているよう仮設工房の設置支援を。加えて、全国からの経営指導員の応援を。
- 富山県 ものづくり産業が集積する富山県では、地盤沈下・隆起による被害が大きく、機動的・弾力的な支援を。
- 福井県 芦原温泉では、配管の破損や宿泊キャンセルの影響大きく、北陸応援割は大変ありがたい。
- 新潟県 建物の外観には被害がなくても、液状化による傾きなど生じている。支援施策の柔軟かつ弾力的な運用を。

【石川県出張（1月27日 七尾市、輪島市、石川県庁）】

①復興に向けたビジョン、道筋を示すこと

- ・復興のフェーズが変われば支援施策も変わる。先手先手で進めていくべき。
- ・どこまで我慢したら良いかわからない。新しいまちづくり、今後のビジョンを示すべき。
- ・今回パッケージで終わりではなく、地元と共に考え第二・第三弾に向けて進める、といったストーリーを示すべき。

②能登全体の復興の核となる観光産業、伝統産業の再建を進めること

（観光産業）

- ・基礎から損傷激しく建替が必要な場合もある。護岸損傷による浸食を懸念、全面協力をお願いしたい。
- ・補助金について、熊本地震の時とは物価上昇等もあり事情が異なることへの配慮した支援施策をお願いしたい。
- ・雇用継続、金融支援、観光需要喚起など含めた総合的な支援、復興ビジョン策定に向けた人的支援をお願いしたい。（伝統産業 等）
- ・輪島塗の伝統を後世に引き継ぐ。まずは仮設工房などのインフラの再建を。
- ・若手としても輪島塗を続けたい。復興に向け、在外公館等を活用した海外向けPRの機会も増やしたい。
- ・顧客に背中を押され再起を決意。クラウドファンディングなどできることから始めている。



① 水道等のインフラ復旧を第一としつつ、復興に向けたビジョンや道筋、支援策を示していく。

② 地域全体の復興の核となる「観光産業」、「伝統産業」の再建を、あらゆる施策を総動員し全力で支える。

③ 支援施策について、現場の声を踏まえた柔軟な運用、手続を極力簡素化すること。全国からの応援など相談体制を強化する。

④ 復興後の「まちづくり」も視野に、雇用維持や観光需要喚起も含め、ハズオン支援を通じ、関係省庁・機関一体の対応を進める。

【参考資料】中小企業向け緊急支援

1. 中小企業の被害状況と激甚指定等の対応

- 今回の震災により、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町等の中小企業が甚大な被害を受けたところ。
- 発災後速やかに、
 - ・特別相談窓口（商工団体、日本公庫等）の設置
 - ・日本公庫等による災害復旧貸付の実施
 - ・セーフティネット保証4号の適用
 - ・金融機関等に対して、弾力的・迅速な対応等について要請
- 被害額調査を踏まえ、公共土木・農業とともに、中小企業関係について、激甚法上の「本激」として指定。これを踏まえ、
 - ・災害関係保証や日本公庫等による災害復旧貸付の金利引下げの実施
 - ・下請取引や官公需の発注について、震災による影響が最小限となるよう関係機関・団体への要請
 - ・中小企業診断士試験の特例措置として、2次試験（口述試験）の再試験による救済措置の対応

2. 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を踏まえた対応

- 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（令和6年1月25日、非常災害対策本部決定）」において、中小企業等の施設・設備復旧支援等や追加の金融支援を措置。
 - (1) 中小企業等の施設・設備復旧支援等
 - ア) なりわい再建支援事業（旧グループ補助金：施設復旧） ※遡及適用可
 - イ) 被災商店街等再建支援事業 ※ハード支援のみ遡及適用可
 - ウ) 小規模事業者持続化補助金 ※遡及適用可、1/25（木）より1次公募を開始済。
 - エ) 伝統的工芸品産業支援補助金（道具・原材料確保）
 - オ) その他、仮設施設整備支援等
 - (2) 中小企業等への金融支援
 - ア) 日本公庫の特別貸付
 - （上限1億円までは3年間の金利※0.9%引下げ（5年貸付で1.2%→0.3%））等
 - イ) その他、コロナ返済負担軽減策を実施
 - ・コロナ融資のリスケ時の追加保証料ゼロ
 - ・劣後ローンについて、黒字金利（2.95%等）適用事業者も時限的に赤字金利（0.5%）を適用
 - ・コロナ借換保証の適用期限（24年3月）の延長の検討
 - ・二重債務対策（再生ファンドを活用した既存債権買取等）